

令和4年12月20日
世田谷保健所
健康推進課

出産・子育て応援事業の実施について

1 主旨

今般、国が、妊娠届出時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠・出産時の育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業（出産・子育て応援交付金）を創設し、継続的に実施することとした。

区では、妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるために、区・医療・地域が連携しながら、相談や子育て支援等に取り組み、顔が見えるネットワークの中で「世田谷版ネウボラ」を展開している。

今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）を踏まえ、すべての子育て家庭が妊娠期から孤立することなく、地域の人々や子育て支援につながりながら、安心して暮らせるよう、「世田谷版ネウボラ」をより伴走型に深化させる一環として、国のしくみを十分に活用し、区として出産・子育て応援事業を実施する。

2 国が示す給付事業の概要

（1）実施主体

区市町村

（2）対象者

妊婦・養育者

（3）補助割合

国 2/3、都道府県 1/6、区市町村 1/6 システム構築等導入経費は国 10/10

（4）支援内容

妊娠届出時から出産後までに面談を実施及び妊娠中や出産後の状況等に関するアンケートの実施（伴走型相談支援）を受けた者に対して出産・子育て応援ギフト（妊娠届出時（5万円相当）・出生届出時（5万円相当）の経済的支援）を支給する。

（5）伴走型相談支援

面談・アンケート実施のタイミング

ア）妊娠届出時

イ）妊娠8か月前後（面談は希望者のみ）

ウ）出生届出から乳児家庭全戸訪問まで

面談の内容・実施方法

アンケートの回答や子育てガイドを一緒に確認し、出産・育児等の見通しを立てるオンライン面談を含め、原則対面方式とする。

(6) 経済的支援

経済的支援支給要件

出産応援ギフト(5万円相当): 妊娠届出時の面談実施及びアンケート回答

子育て応援ギフト(5万円相当): 出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の面談実施及びアンケート回答

子育て応援ギフトについては、新生児1人あたり5万円相当を支給する。

経済的支援の方法(令和4年4月以降の出産に10万円相当)

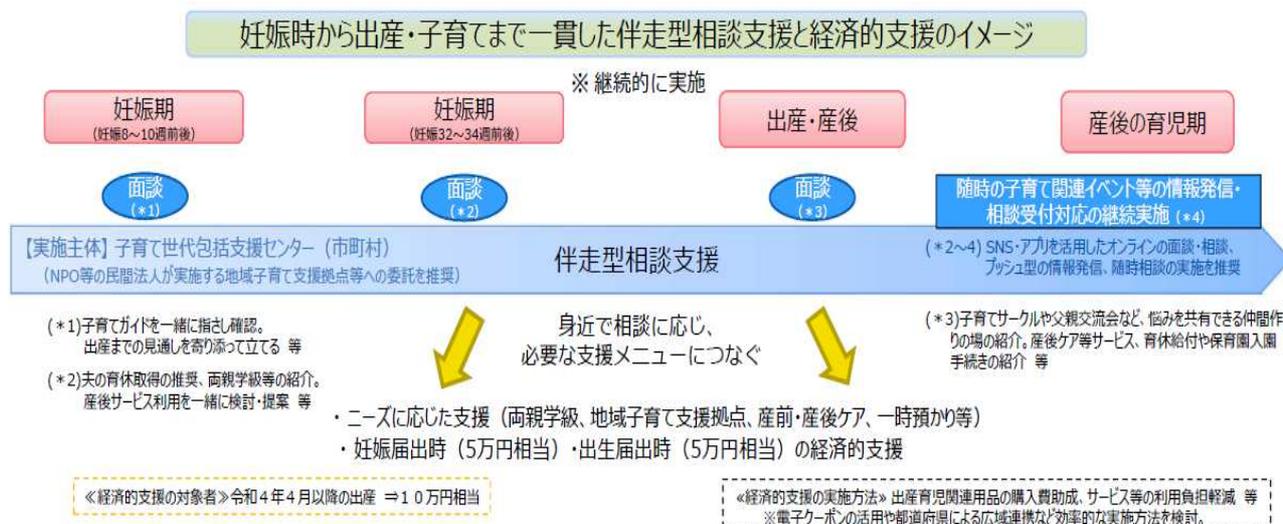
出産・育児関連商品の商品券やギフト等

妊婦健診交通費や出産育児関連用品の購入費助成

サービス等の利用負担軽減等

令和4年度については、自治体の判断により、現金給付(キャッシュレス含む)もオプションとして排除されないが、現金を選択する場合にも令和5年度以降は広域連携によるギフト等、効率的な給付方法について検討すること。

【全体スキーム】



【経済的支援概要】 遡及基準日は各自治体で設定

出産等の時期		支給額	内容
遡及基準日より前に妊娠届出をし、出生された場合		10万円相当	妊娠時と出生時の合計10万円を遡って一括支給
遡及基準日以降に出生	妊娠届出が遡及基準日より前	10万円相当	妊娠時に5万円を遡って支給 出生時に5万円支給
	妊娠届出が遡及基準日以降	10万円相当	妊娠時に5万円支給 出生時に5万円支給

3 令和4年度 区における事業の進め方

(1) 伴走型相談支援

遡及基準日を令和5年3月1日とし、遡及基準日より前にすでに妊娠・出生した世帯へは、現在実施している、妊娠期面談及び乳児期家庭訪問に加え、今後国から詳細に示される遡及分の給付要件を確認の上、必要に応じてアンケートを実施する。

遡及基準日以降に妊娠・出生した世帯へは、現在実施している、妊娠期面談及び乳児期家庭訪問に加え、新たに妊娠8か月前後の方に対し、アンケートの実施と希望者に対しての面談を実施することとし、実施方法等については別途調整する。

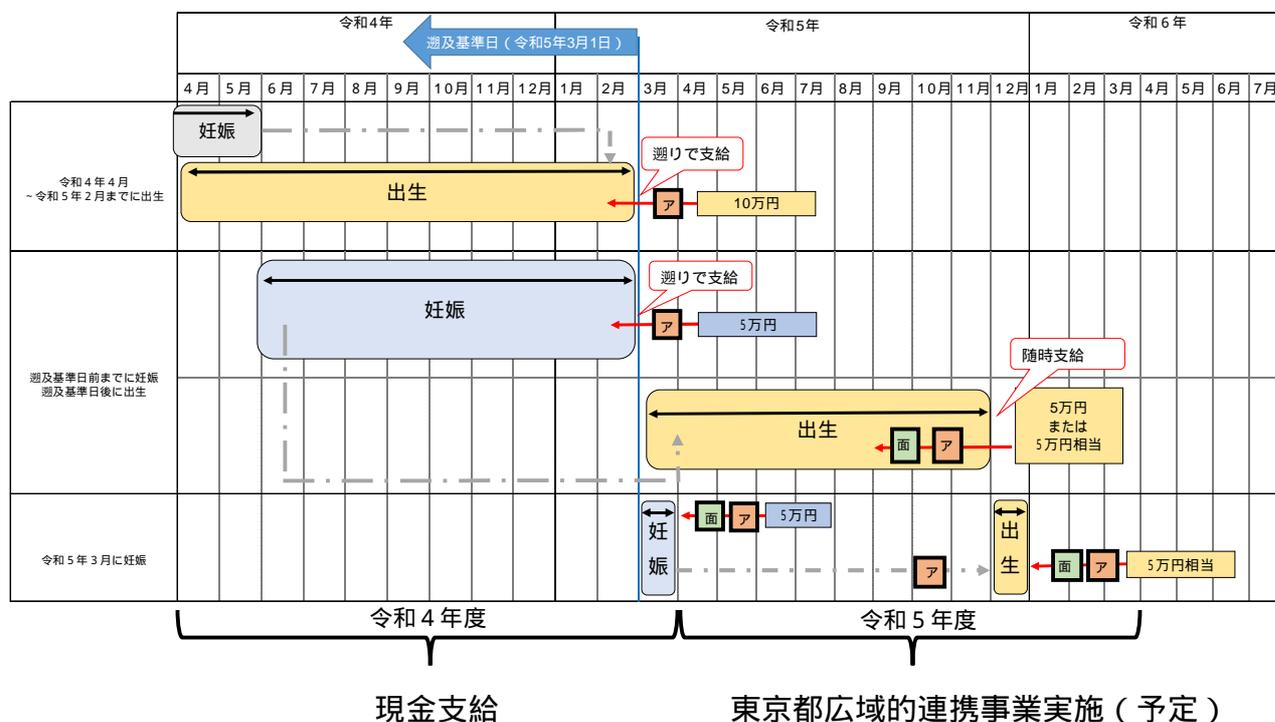
(2) 経済的支援の支給方法等

遡及基準日を令和5年3月1日「妊娠届出日、出生日」とし、支給要件を満たした対象者に給付を行う。令和4年度については、遡及基準日より前にすでに妊娠・出生した世帯へは遡及適用を行うことや、短期間で速やかに対象者に支給する必要があるため現金とする。

出産等の時期		内容
令和4年度	令和4年度中に妊娠届出した方、 または出生された方	現金を支給する

令和5年度以降の支給方法等については、確実に子育て支援サービスの利用につながるよう、国の動きを受け、東京都が検討している都事業ギフトを支給する方向で別途調整する。

令和4年度 出産・子育て応援事業イメージ



4 支給額等及び事務経費

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）

出産等の時期		対象者数（想定）	支給額	補助率
合計		13,060 人	978,000 千円	国 2/3 都道府県 1/6 区市町村 1/6
（内訳）	令和4年4月1日から令和5年2月28日までに出生された方	6,500 人	650,000 千円	
	令和4年4月1日から令和5年2月28日までに妊娠届出をした方	5,400 人	270,000 千円	
	令和5年3月1日から令和5年3月31日までに出生された方	560 人	28,000 千円	
	令和5年3月1日から令和5年3月31日までに妊娠届出をした方	600 人	30,000 千円	
システム構築等導入経費（郵便代等事務経費含む）			116,969 千円	全額国庫補助 （10/10）

補正予算（繰越明許）による対応を予定

5 事業実施体制等

本事業実施にあたり、妊娠届出時及び出生届出時を通じた経済的支援を早期に実施できるよう、個別通知の発送、申請管理のためのシステム構築、経済的支援の実施のほか、対象者からの電話やインターネット等を通じた問合せ対応等の業務・運営を行う事業者についてプロポーザル方式による事業者募集を実施する。

6 周知方法

対象者への申請案内の発送とあわせて、区ホームページやSNS等のほか、面談などの機会を捉えて周知を行っていく。

7 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月21日	補正予算案提案予定 プロポーザル方式による事業者募集を開始
令和5年 1月下旬	契約締結
2月下旬	経済的支援の支給申請書等送付
3月	経済的支援の支給開始